

カーライフを応援する、頼れる補償 マイカー共済

自動車総合補償共済

[契約引受団体/全労済]



職域掛金は、
全労済が電通共済生協に
適用する割安な掛金料率です。



補償内容、掛金にかかわるご相談は
マイカー共済コールセンタまで。
お気軽にお電話ください。

☎0120-309-028
マイカー共済コールセンタ

■受付時間：平日AM9:00~PM5:30
休日明けは電話が混雑し、お待たせする場合がありますが、ご了承ください。
*コールセンタは、水曜日・木曜日が比較的つながりやすくなっています。

スマホ/パソコンで **ららら** お見積もり

いつでも ネットで お見積もり

アクセスはこちら

<https://www.dentsu-kyosai.or.jp>

電通共済生協 ホームページで

お見積もり お申し込み ができます。

ぜひご利用ください。



ご契約の条件

ご契約者

電通共済生協の組合員

ご契約いただける車両

- 小型乗用車 ●普通乗用車
- 軽四乗用車 ●軽四貨物車(ダンプ含む) ●小型貨物車
- 普通貨物車 ●特種用途自動車(キャンピング)
- 自動二輪車 ●原動機付自転車(125cc以下バイク)

主たる被共済者

ご契約いただける主たる被共済者(主にお車を使用・管理する方)の範囲は次の①~⑤に該当する方です。

- ①契約者(組合員本人)
- ②契約者の配偶者
- ③契約者および配偶者の同居の親族
- ④契約者および配偶者の別居の未婚の子
- ⑤契約者の扶養関係の親族

ご契約いただける車両の名義

主たる被共済者の範囲の名義になっている自家用車で、家庭用に使用しているお車です。ただし、ローンでの購入やリース契約などで車検証上の所有者がディーラーやリース会社でも使用しているのが明らかなお車はご契約いただけません。

掛金のお支払い方法

- 口座振替による「月払い」
[引き落とし日] 翌月分の掛金を毎月20日引き落とし
※「年払い」に比べ5%割増となります。
 - 口座による「年払い」
[引き落とし日] 次期契約始期の前月20日引き落とし
 - 郵便払込み(郵便振替)による「年払い」【継続契約のみ】
- *新規契約およびお支払い方法変更の場合の口座振替は、契約始期の翌月20日引き落としとなります。また、その場合の月払い掛金は、初回掛金が3か月分となります。
*20日が金融機関休業日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。

基本補償

対人賠償・対物賠償・人身傷害補償・搭乗者傷害・自損事故傷害・無共済車傷害があります。自身の過失分にかかわらず、全額まとめて補償する人身傷害補償を付帯した補償をおすすめしています。

詳細はP.3

車両損害補償の補償タイプ

補償タイプは「一般補償」「エコノミーワイド」「エコノミー」の3タイプ。おすすめタイプは、さまざまな損害に対応する「一般補償」です。

*車両損害補償のみの契約はできません。

詳細はP.4

車検証名義について

車検証見本

番号	02571			平1
自動車検査証				
品川	3XX	た	XXXX	平成
車名	トヨタ			普通
車台番号	GX110-XXXXXXX			乗車定員
型式	GX110			5
所有者の氏名又は名称	電通 太郎			418
所有者の住所	東京都千代田区神田淡路町2-101			1.98
使用者の氏名又は名称	***			
使用者の住所	***			
運用の本拠の位置	***			

所有者の名義人は、
マイカー共済契約の主たる被共済者
と同一が原則となります。

(例) 所有者の氏名 電通 太郎
(組合員)
使用者の氏名 電通 太郎
マイカー共済の主たる被共済者 電通 太郎

ローン購入またはリース契約の場合に限り所有者欄の名義が法人名(ローン提携会社またはリース契約会社名)であっても、「使用者」欄が主たる被共済者の範囲の名義であればご契約いただけます。

(例) ローン会社名 ネットトヨタ、トヨタカローラ株式会社 など
リース会社名 日本カーソリューションズ株式会社 など
クレジット会社名 株式会社ジャックス など
ファイナンス会社名 株式会社ホンダファイナンス など

*上記以外の名義の場合→車検証上の所有者との間で、購入または譲り受けた事実を客観的に判断できる書類がある場合はお引受けを承認しております。

運転は
危険!
がいっぱい

…だからマイカー共済の安心パッケージプラン。



詳しい内容をご確認ください。

四輪車

充実補償プランをご提案！ おすすめ“安心パッケージプラン”

万一の事故時に早期解決のためのプランをご提案しています。

人身傷害補償

過失割合に関わらず実損害額を全額補償します。

✦ 搭乗者傷害

人身傷害補償にプラスしさらに手厚い補償を。



車両損害補償

自身のお車の修理費等を補償。
過失分も含め支払われます。

基本補償のおすすめプラン

対人賠償（無制限）

対物賠償（無制限）

人身傷害補償（5000万円）

搭乗者傷害（1000万円）

車両損害補償のおすすめプラン

ニーズに応じて選べる3タイプ

一般補償 車同士の事故や火災・自然災害・盗難だけでなく、単独事故・あて逃げまで補償。

エコノミーワイド 相手車両が確認できる車同士の事故に、火災・爆発・自然災害・盗難等への補償もプラス。

エコノミー 相手車両が確認できる車同士の事故の損害を補償。車同士の事故時の早期解決に！

おすすめ充実補償

お手頃料金 相手とのトラブル防止に！

※車両損害補償は、車種や条件により付帯できない場合があります。

“安心パッケージプラン” こんな事故に役立ちます！

事故相手が悪かった…



無保険車は多く、実に4台に1台と言われています。

相手が100%悪いのに支払う気がない、自動車保険にも加入がなく支払い能力もない…事故相手がこんな人だったら。契約者に過失がない場合には、自動車保険（マイカー共済）の事故担当は相手との直接交渉が法律上できません。相手への賠償請求は契約者が行なうか、弁護士等をお願いすることになります。こんな事故にあつと…相手から支払いがあつたとしても長期間かかったり、最終的には支払われず“泣き寝入り”というケースも。こういった相手との事故でも“安心パッケージプラン”に加入していれば大丈夫!!マイカー共済が示談（解決）を待たずに契約者に共済金をお支払いします。

自動二輪

原付

対人賠償（無制限）

対物賠償（無制限）

自損事故傷害（1500万円）

●任意で付帯可能です。

人身傷害補償

搭乗者傷害

*車両損害補償の取り扱いはありません。

マイカー共済は複数契約がおトクです!

ご家族のお車もマイカー共済で。

〔複数契約割引〕は自動二輪・原付でも適用の対象となります。

複数契約割引 3%割引

ご家族のお車の追加で、すべての契約に「複数契約割引3%」が適用されます。

セカンドカー割引

セカンドカーの新規契約は、7等級が適用されます。*適用には条件があります。

マイカー共済には、組合員（契約者）と配偶者、それぞれの同居の親族および別居の未婚の子が契約いただけます。



基本の補償

ご自身の補償 …… P.3
相手方への賠償 …… P.3



お車の補償

お車の補償 …… P.4

特約・割引 など

特約・割引 …… P.5・6

事故時の対応 …… P.7

マイカー共済ロードサービス …… P.7



充実の補償と安全運転で、安心カーライフ!

ご契約の条件

安心パッケージプラン

補償内容

事故対応・ロードサービス

ご自身の補償



【人身傷害補償】

事故で負ったけがによる**実損害額***を、**過失割合にかかわらず、全額まとめて補償**します！

*実損害額とはマイカー共済が定める基準にもとづき算出した額となります。



補償額はこちら

人身傷害補償

人気No.1 **5,000万円**

その他の補償額も選択いただけます

無制限 | 2億円 | 1億円 | 3,000万円



別枠で補償！

【自動車事故傷害見舞金】

オリジナル！

※人身傷害補償のご契約がない場合は、搭乗者傷害特約・自損事故傷害特約が自動的にセットされます(四輪契約の場合)。それぞれの特約についてはP.6をご覧ください。

ワンポイント
アドバイス

人身傷害補償を契約されない場合は、相手方からの賠償を待たなければならなかったり、実損害額のすべてをカバーできない場合もあります。

事故発生後、急な出費があっても安心できるように人身傷害補償はぜひ備えたい補償です。

おすすめは

5,000万円

【年齢別の損害額の目安】

年齢	扶養家族の有無	死亡された場合	重度後遺障がいの場合
25歳	あり	8,500万円	1億5,500万円
	なし	6,500万円	1億5,000万円
35歳	あり	8,000万円	1億4,500万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
45歳	あり	7,500万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億3,500万円
55歳	あり	6,000万円	1億1,500万円
	なし	4,500万円	1億1,000万円
65歳	あり	4,000万円	8,000万円
	なし	3,500万円	7,500万円
75歳	あり	3,500万円	6,000万円
	なし	2,500万円	5,500万円

※有職者(ただし、75歳を除きます)の平均的な損害額。実際の損害額は収入や家族構成などにより異なります。
※損害額500万円単位切り上げ。

あなたのいざというときに！

ご自身に過失があっても**示談成立を待たずに補償**します。

相手からの賠償金がない**自損・単独事故でも補償**します。

実損害額*での補償とは別に**【自動車事故傷害見舞金】**を受け取れます。

自動車事故に遭われたときには実損害額の補償に加え、入院見舞金や後遺障害見舞金など「自動車事故傷害見舞金」を別枠でお支払いします。

ご家族や搭乗中の方も！

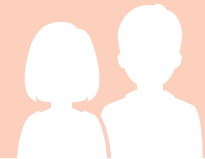
契約車両に**搭乗中の方を補償**します。

後遺障がいを負った主たる被共済者のご家族も、ご自身同様に**補償の対象**です。

主たる被共済者のご家族であれば、**搭乗中**でも**歩行中**でも**自動車事故**による損害を**補償**します！

※「人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」の付帯なしの場合に補償。

相手方への賠償



【対人賠償】

歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷させてしまい、法律上の損害賠償責任を負う場合に**自賠責共済(保険)**を超える分について**共済金**をお支払いします。



ワンポイント
アドバイス

相手側への万一の賠償には、高額になってもしっかり対応できる備えがあると安心です。

裁判例にみる
対人賠償の
高額事例
(被害者と認定額)

開業医 ▶ 5億2,853万円
大学生 ▶ 3億9,725万円
大学生 ▶ 3億9,510万円

おすすめは
無制限

相手側の
もしもに！

過失割合から自賠責共済の給付額を差し引いた分を**全額補償**します。

思わぬ賠償額にも慌てないように**無制限**をご用意しています。

*「無制限」のほか、「1億円」の取り扱いもあります。

【対物賠償】

車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に**共済金**をお支払いします。



補償額はこちら

対物賠償

おすすめ **無制限**

おすすめ以外の補償額も選択いただけます

3,000万円 | 1,000万円 | 500万円



すべての契約に適用！

【対物超過修理費用補償】 (対物賠償に組み込み) (すべての契約に適用)

ワンポイント
アドバイス

高額な賠償が発生しても頼れる、大きな安心を準備しておきましょう。

おすすめは

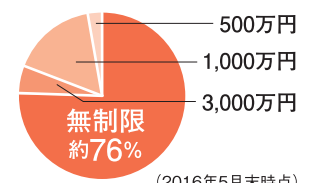
無制限

裁判例にみる
対物賠償の高額事例
(被害物と認定額)

積荷(呉服・毛皮等) ▶ 2億6,135万円
店舗・営業損害等 ▶ 1億3,580万円
電車・踏切 ▶ 1億2,037万円

マイカー共済でご契約の

約76%が**無制限**を選んでます！



こんな
ときにも！

相手方の自動車修理費用が**時価額**を超えても**所定の条件**で補償します。

全労済が認めた場合に、50万円を限度にお支払いする「対物超過修理費用補償」付き。ただし、相手方が6か月以内に修理した場合などの条件があります。

お車の補償



【車両損害補償】

自動車事故はもちろん、自然災害から盗難、車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

※四輪自動車を選択いただけます。四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択いただけない場合があります。二輪自動車・原付自転車の契約では選択いただけません。



補償タイプはこちら

車両損害補償 **おすすめ** **一般補償** その他の補償タイプも選択いただけます

エコノミーワイド 危険限定車両損害補償特約 | **エコノミー** 自動車相互衝突損害補償特約

補償の範囲	補償タイプ	補償タイプ		注意点
		一般補償	エコノミーワイド 危険限定 車両損害補償特約	
他車との衝突		◎	◎	●エコノミーワイド・エコノミーでは相手自動車が判明しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。
火災・爆発・自然災害		◎	◎	●自然災害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。
盗難		◎	◎	
落書き、いたづらなどによる破損		◎	◎	
飛来中・落下中の他物との衝突		◎	◎	
車以外の他物との衝突		◎	×	
車両損害の無過失事故に関する特約		○	○	
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約		○	○	●この特約が定める「全損」となる場合に補償します。 ●一般補償またはエコノミーワイドに加入している場合にご契約いただくことができます。
付随諸費用補償		○	○	●補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。 ●補償額限定一般補償を契約される場合は付随諸費用補償の補償範囲は一般補償またはエコノミーワイドをご選択ください。
新車買替特約 (新車取得差額費用補償特約)		○	○	※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の契約期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。 ※契約いただける条件を満たさなくなった場合は契約更新時に自動的に取り外されます。
補償額限定一般補償 (補償額限定車両損害補償特約)		—	—	●エコノミーワイドをご契約される場合でかつ、車両共済金額が50万円以上の場合にご契約いただけます。 ●エコノミーワイドの補償範囲以外の損害について、30万円を限度として一般補償の範囲の補償が受けられます(損害額が30万円以下のとき自己負担額1万円)。 ※契約更新時に車両共済金額が50万円を下回った場合は補償額限定一般補償は自動的に取り外されます。

お車の補償



プラスαの特約

ワンポイントアドバイス

いわゆる「もらい事故」の場合、事故扱いとなり3等級下がりますが、この特約をつけると事故扱いとなりません。ぜひ、付帯することをおすすめします。

ワンポイントアドバイス

事故や多発する自然災害などによる車の損害は想像以上に高額となるため、幅広く備えることが必要です。

ワンポイントアドバイス

自己負担額を設定することで、掛金を節約することができます。

おすすめは

一般補償 (自己負担額なし)

自己負担額10万円 (車両共済金額が20万円以上の場合)

- ケース1 「台風による豪雨で水浸しになり運転できなくなった」 → 浸水による修理代を補償!
- ケース2 「買い物中に駐車場で車を盗まれて見つからなかった」 → 車両共済金額分を全額補償!
- ケース3 「対向車を避けようとしてガードレールに衝突し、車体が破損した」 → 車両の修理代を補償!



※実際のお支払いは状況により異なります。
※上記のケースは一般補償で補償されます。

- 損害額から自己負担額(10万円)を差し引いたうえで契約車両(被共済自動車)補償額の限度までお支払いします(全損の場合は自己負担額「なし」でお支払いします)。
- お車同士の事故の場合で相手からの賠償額(回収額)が10万円を超えて支払われた場合は、ご自身の自己負担額は発生しません。【自己負担額】-【相手からの回収金】が実際の自己負担額となります。
- 10万円以外にも車両共済金額に応じて自己負担額の設定ができます。【自己負担額 なし・5万円・10万円・20万円・30万円があります。】

※自己負担額(5万円または10万円)を設定された場合、契約更新時の車両共済金額が20万円未満になると、自動的に「自己負担額なし」となりますのでご注意ください。

車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、契約車両(被共済自動車)がこの特約の定める「全損」に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

付随諸費用補償

代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、身の回り品の損害に関し、所定の基準で補償します。被共済者が実際に負担した諸費用などについて、共済金をお支払いします。

- 代車費用補償 事故により契約車両(被共済自動車)を修理している期間や、全損事故や盗難で契約車両(被共済自動車)が使用不能となった期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合に、1日につき7,000円を限度にお支払いします。
- 身の回り品補償 自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により損害が生じたとき、30万円(自己負担額1万円)を限度に全労済の定める基準により実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象となります。
※身の回り品には対象とならないものもあります。
※エコノミーには車中動産盗難費用共済金はありません。
- 遠隔地事故諸費用補償 陸送等費用 走行不能*となった契約車両(被共済自動車)を修理後、被共済者の居住地等へ陸送等して運搬するために支出した費用について、1事故につき10万円を限度にお支払いします。
宿泊費用 やむをえず宿泊をしなければならなくなったときの予定外に支出した宿泊費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。
帰宅等費用 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外に支出した交通費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。
*走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられている状態をいいます。

新車買替特約

契約時に設定した新車価格相当額を限度に損害を補償します(盗難は対象外)。例えば... 契約 → 普通乗用車 → 事故により廃車 → 入替 → 普通乗用車 → 新車価格相当額を限度に再取得にかかった費用を補償(諸費用を除く)

型式別9クラス掛金について 車両損害補償の普通・小型乗用車については、事故成績と新車価格に応じて型式別に9クラスに掛金を区分しています。同一の車名でも型式別に事故成績等が異なるため、掛金が異なる場合があります。また、年1回の見直し後、型式によっては契約更新前よりも掛金が引き下げ、または引き上げとなる場合があります。

◎：補償します ×：補償しません ○：セットできます —：セットできません

ご契約の条件

安心パッケージプラン

補償内容

事故対応・ロードサービス

特約・割引 など



基本の補償に、
ますます充実の**特約**をプラス、
安心がさらに広がります！

下記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。



さまざまな場面であなたを力強くサポート！

特約の詳細は「ご契約のてびき」で
ご確認ください。

ケース1 「電車や自転車に乗っているときも安心を備えたい」*



交通事故危険補償特約で
交通事故による損害を幅広く補償！
*一部補償の対象とならない場合もあります。

交通事故
危険補償特約



電車や自転車に乗っているときなど、自動車(二輪・原付を含む)事故以外の「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額を補償します。
*実損害額とはマイカー共済が定める基準にもとづき算出した額となります。
*人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の契約補償額と同額でご契約いただくことができます。共済掛金は契約補償額により異なります。

ケース2 「もらい事故の相手との交渉を弁護士に依頼したい」



弁護士費用等補償特約で
示談交渉や訴訟費用をサポート！

弁護士費用等
補償特約



●自動車(二輪・原付を含む)および自動車の事故、それ以外の「交通事故」によって被害を被ったとき、あらかじめマイカー共済の同意を得て法律上の損害賠償を請求(相手に対して)する場合、弁護士に相手側との交渉を依頼したときに必要となる「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を被共済者1名につき300万円を限度のお支払いします。
●法律相談費用を、10万円を限度に別枠で補償します(一部対象とならない費用もあります)。

ケース3 「もし息子が、自転車事故の加害者になってしまったら…」



自転車賠償責任補償特約で、
最高1億円の補償で高額事案にも対応！

自転車賠償責任
補償特約



自転車の事故により、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。
●示談交渉サービス付き。
●ご家族が自転車を複数台所有していても補償します。
*原付自転車は対象になりません。

事例紹介 他人事ではない、自転車事故による高額賠償

自転車による対歩行者の交通事故数は、10年で約1.5倍*に増加。なかには、加害者となった自転車利用者に対し、高額な賠償責任が発生する事案も起きています。

*出典：警察庁資料より(平成13年から23年の推移)

事例① 賠償額9,521万円

小学校5年生の少年が、坂道を自転車で乗って時速20~30キロで下って行った際に、散歩中の女性(62歳)と正面から衝突、病院に搬送されたが、頭の骨を折るなどして意識不明となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

事例② 賠償額9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)

運転者の年齢や範囲の条件

お車を運転する方の**年齢**を限定することで割引があります。

運転者年齢条件



運転される方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。この際の運転者年齢条件は、契約される車両1台ごとの適用となります。

年齢問わず補償	21歳以上補償
26歳以上補償	35歳以上補償

*運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」にされた場合は、契約期間の開始日時点での主たる被共済者の年齢に応じて共済掛金が算出されます。

運転者年齢条件を設定している場合で友人・知人、別居の既婚の子等、ご家族以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者年齢条件」に関係なく補償します。

*この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事中の使用人を含みます。

子供特約



お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります(一部の例外を除く)。

主たる被共済者の子供専用の年齢条件を設定することで、指定されている運転者年齢条件を変更せずに、子供を補償の対象に追加できます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償
---------	---------	---------

- [子供の範囲]
- 主たる被共済者の同居の子
 - 主たる被共済者の同居の子の配偶者
 - 主たる被共済者の配偶者の同居の子
 - 主たる被共済者の配偶者の同居の子の配偶者
 - 主たる被共済者の別居の未婚の子*1
 - 主たる被共済者の配偶者の別居の未婚の子*1

お車を運転する方の**範囲**を限定することで割引があります。

運転者本人・配偶者限定特約*2

7%割引



ご夫婦のみで運転される場合は割引になります。

契約車両(被共済自動車)の運転者を「主たる被共済者」と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場合、掛金が7%割引となります。

運転者家族限定特約*2

3%割引



家族以外に運転する方がいない場合は割引になります。

契約車両(被共済自動車)の運転者を「主たる被共済者」と「そのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*1)」に限定した場合、掛金が3%割引となります。

運転される人の範囲



	主たる被共済者、配偶者	同居の親族、別居の未婚の子	別居の既婚の子	友人・知人
①運転者本人・配偶者限定特約	7%	○	—	—
②運転者家族限定特約	3%	○	○	—
①②の特約を付帯しない	—	○	○	○

ご注意 運転者限定特約を選択されている場合、友人・知人、別居の既婚の子等のご家族以外の方が運転している場合は補償されません。

*1 別居の未婚の子とはまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子を含みません。
*2 運転者年齢条件、新車割引、盗難防止装置装備車割引、人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の共済掛金からさらに割引となります。

すべての契約に自動適用!

「他車運転危険補償」付き!

他車運転資格者*3が「他人の自動車」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出がありマイカー共済が認めた場合には**マイカー共済から優先して支払います**。借りた車の自動車共済(保険)契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

*3 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子を指します。

特約・割引 など



等級別割引をご確認ください。
充実の割引制度でさらにお手頃掛金に！

下記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。



その他の特約

マイバイク特約

マイバイク特約を基本補償(四輪自動車)にご契約いただくことで、総排気量125cc以下または定格出力が1KW以下の原付自転車を対象とし、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*1)の原付自転車での事故を補償します。

- 借りた原付自転車で事故を起こしても被共済者からのお申し出がありマイカー共済が認めた場合にはご希望によりマイバイク特約から優先してお支払いします。
- ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。

※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合があります。詳細はお問い合わせください。

人身傷害補償の契約がない場合、自動的にセット*2される特約

	搭乗者傷害特約*3	自損事故傷害特約
補償内容	契約車両の運転者や同乗者が自動車事故によって死傷したとき補償します。	単独の事故で死傷された場合、自賠責共済(保険)の対象とならない一定の事故について補償します。
支払い例	入院の場合 通院の場合 支払限度日数	入院の場合 通院の場合 支払限度日数
死亡等の補償額	1,000万円または500万円	1,500万円

搭乗者傷害特約 家族限定補償型 10%割引

搭乗者傷害特約の対象となる方を、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子*1)に限定する場合、搭乗者傷害特約の掛金が10%割引となります。

マイカー共済では人身傷害補償のご契約をおすすめします。

*1 別居の未婚の子とはまだ結婚していない子を含みます。

*2 搭乗者傷害特約は四輪自動車のみ自動的にセットされます。

*3 人身傷害補償と合わせてご契約いただくことも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。

無事故割引等級&割引率

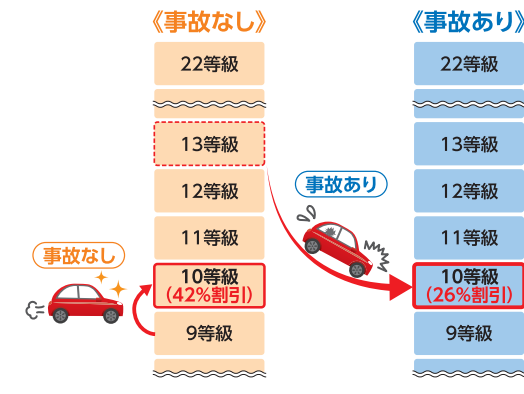
- マイカー共済は、安全運転で無事故を続けられた方を
- 初めてご契約いただく場合は、6等級から始まり、1年
- 契約期間中に事故を起こした場合、事故の種類により
- 7等級以上の契約では「事故なし」「事故あり」で異なる

応援するため最大22等級の等級制度があり、最大64%割引となります。無事故であれば1等級加算されます。継続時に1件あたり1等級、3等級、6等級が減算されます。割引率が適用されます。

7等級以上の契約の割引率について

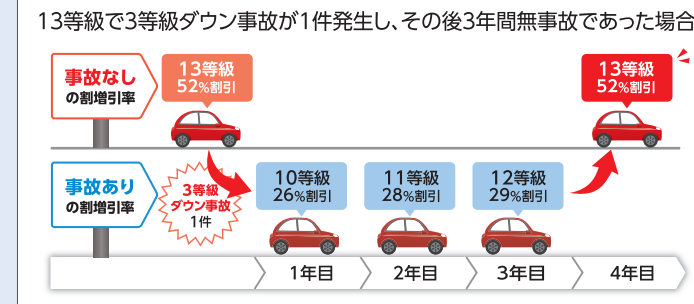
- 同じ等級であっても、事故の有無によって異なる割引率が適用されます。
- 割引率は、契約始期日と事故の有無によって異なります。詳細は右記の「等級別割引・割増率表」をご覧ください。

〈適用等級が10等級となる場合の例〉
※契約始期日が2017年2月1日～2018年1月31日の契約



事故有係数について

- 契約期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等級以上の契約に「事故あり」の割引率(事故有係数)が一定期間適用されます。この「事故あり」の割引率(事故有係数)を適用する期間のことを事故有係数適用期間といいます。
- 事故を起こされ、共済金の支払いがあった場合、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」、6等級ダウン事故は「6年」が事故有係数適用期間として加算されます。
- 事故有係数適用期間は、事故が発生するたびに積算しますが、上限は「6年」(下限は「0年」)となります。
- 事故有係数は、事故有係数適用期間が「0年」の場合には適用されません。



さまざまな割引で、ますますおトクに!

ハイブリッド車割引 *4 *5 7%割引

契約車両(被共済自動車)がマイカー共済指定の低公害自動車である場合は、掛金が7%割引となります。マイカー共済の指定する低公害自動車とは、車検証上で①電気自動車②天然ガス(CNG)自動車③メタノール自動車④ハイブリッド自動車⑤液化石油ガス(LPG)自動車⑥燃料電池自動車となっている自動車に限ります。

マイカー共済のハイブリッド車割引は割引期間無制限です!

福祉車両割引 *4 *5 7%割引

契約車両(被共済自動車)が福祉車両で、かつ、消費税非課税措置の対象となる自動車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が7%割引となります。

新車割引 *5 普通・小型乗用車 9%割引 軽四輪乗用車 3%割引

新契約の効力開始日が契約車両(被共済自動車[普通・小型乗用車、軽四輪乗用車])の初度登録(検査)年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象とします。

盗難防止装置 装備車割引 *5 5%割引

契約車両(被共済自動車)にマイカー共済の定める盗難防止装置を装備している場合は、車両損害補償の掛金を5%割引します。盗難防止装置は、イモビライザー(自動車メーカー純正品に限る)またはGPSなどを利用した車両追跡装置に限ります。
※車両損害補償をご契約いただけない場合は割引の対象となりません。
※契約期間の途中での適用はありません(新たに車両損害補償をセットする場合や車両入替時を除く)。

複数契約割引 *4 *5 3%割引

すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の掛金が3%割引となります。

「事故なし」と「事故あり」で、それぞれ異なる割引率が適用されます。

等級別割引・割増率表

等級	2017年2月1日～2018年1月31日		2018年2月1日～2019年1月31日		2019年2月1日～	
	事故なし	事故あり	事故なし	事故あり	事故なし	事故あり
22	-64%	-43%	-64%	-43%	-64%	-43%
21	-64%	-43%	-64%	-43%	-64%	-43%
20	-64%	-43%	-64%	-43%	-64%	-43%
19	-62%	-41%	-62%	-41%	-60%	-41%
18	-62%	-40%	-60%	-40%	-58%	-40%
17	-60%	-38%	-58%	-38%	-57%	-38%
16	-58%	-36%	-55%	-36%	-55%	-36%
15	-55%	-34%	-54%	-34%	-54%	-34%
14	-53%	-33%	-53%	-33%	-53%	-33%
13	-52%	-31%	-52%	-31%	-52%	-31%
12	-51%	-29%	-51%	-29%	-51%	-29%
11	-47%	-28%	-49%	-28%	-50%	-28%
10	-42%	-26%	-44%	-26%	-45%	-26%
9	-39%	-24%	-41%	-24%	-43%	-24%
8	-28%	-22%	-30%	-22%	-32%	-22%
7	-21%	-21%	-24%	-21%	-26%	-21%
6(F)				-10%		
5				10%		
4				30%		
3				50%		
2				64%		
1-1				85%		
1-2				100%		
1-3				110%		
1-4				120%		
1-5				130%		

最大22等級 64%割引

割引

割増

ご契約の条件

安心パッケージプラン

補償内容

事故対応・ロードサービス

人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 *5 四輪 15%割引 二輪・原付 2%割引

すでに人身傷害補償の契約(他の保険会社等での契約も含む)があり、2台目以降の契約に人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択する場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では15%割引、二輪自動車・原付自転車では2%割引となります。

セカンドカー割引 *4 *5

すでに11等級以上の契約がある場合(他の保険会社等での契約も含む)で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

*4 運転者年齢条件、新車割引、盗難防止装置装備車割引、人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の共済掛金からさらに割引となります。
*5 お申し出が必要となります。

万一の事故や故障を手厚くサポート!

**事故時から
その後の対応まで
しっかりサポート!**

事故受付や現場急行サービス*1は、**24時間365日**いつでもご利用可能です。さらに、事故後の代車の手配や示談交渉*2もサポートします。

*1 車対車の事故に限ります。
*2 対人・対物賠償事故に限ります。

**24時間365日、
出先での愛車の
トラブルを解決!**

自走不能な場合のレッカーけん引、現地でのタイヤ交換などの**応急処置**、さらには**ガソリン等お届けサービス**もいたします。

**全国の拠点で
修理・点検・整備が
受けられる!**

全国約**1,400カ所**の指定整備工場ネットワークであなたの安全運転をサポートします。



事故時の対応

全国**76カ所**・約**800名**のスタッフがスタンバイしています!



事故発生時

対応・示談

事故後のフォロー

事故受付

休日・夜間を問わず、24時間365日

マイカー共済事故受付センター **0120-0889-24** ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。

現場急行

現場急行サービスも24時間365日

事故現場からご連絡いただき、お客さまの要請があればマイカー共済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、ご安心をサポートします。
※車対車の事故に限ります。
※原則として、対応員の出勤拠点から事故現場まで30分程度で到着できること(高速道路や一部の場所を除く)が条件となります。
※事故状況または地域によっては、お電話でのご説明やアドバイスにさせていただきます場合があります。

事故初期対応

土・日・祝日(9:00~21:00*)もサポート

人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応をサポートします。
※死亡・入院および多重事故などの重大事故の場合は、専門知識を有する職員が契約者と早期に面会し、安心を提供します。

示談交渉

示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限ります)

最寄りのマイカー共済損調サービスセンターの担当者が示談交渉を含め事故解決までお手伝いします。マイカー共済損調サービスセンターでは原則として、損害賠償責任のある事故について、示談交渉を行います。
※被共済者および相手方の了解が必要です。
※あらかじめ相手方への了解を取り付けていただきます。
※示談交渉を円滑に進めるために、相手方との交渉の場にご同行、ご同席いただくなどご協力をお願いすることがあります。
※相手方へのお見舞い、葬儀への参列などを通じ、相手方に誠意を尽くしていただきますようお願いいたします。
※自賠責共済(保険)が締結されていないときや、被共済者が協力を拒まれた場合等、示談交渉をお引き受けできない場合があります。

事故の相談には

マイカー共済事故相談ダイヤル

「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故に関する質問や相談にフリーダイヤルでお答えします。
0120-8740-16 (受付時間: 平日・休日問わず 9:00~21:00) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※フリーダイヤルにご連絡をいただく際は、番号をお確かめのうえ、おかけください。



マイカー共済ロードサービス

24時間365日、お車のトラブル解決に。故障時の頼もしい味方です。

ご利用できる方

2018年12月31日以前の事由発生については**四輪自動車契約で、人身傷害補償または車両損害補償をご契約いただいた場合にご利用いただけます。**

契約車両	人身傷害補償・車両損害補償どちらも契約あり	人身傷害補償契約あり 車両損害補償契約なし	人身傷害補償契約なし 車両損害補償契約あり	人身傷害補償・車両損害補償どちらも契約なし
四輪自動車	○	○	○	×
二輪自動車・原付自転車(マイバイク特約含む)	×	×	×	×

ご利用の方法

24時間受け付けています。
携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

もしものときは **0120-889-376** にご連絡をお願いします。

※ご利用は上記フリーダイヤルにご連絡いただき、マイカー共済が出勤を認めた場合に限りです。現場の住所の確認ができる場合はあわせてご連絡ください。※ご自身で手配された業者の費用精算はいたしません。

※2019年1月1日以降の事由発生より、マイカー共済に加入しているすべてのご契約(共済証書に記載の「被共済自動車」)がサービスの対象(マイバイク特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。)となり、サービス内容も改定後の内容となります。

改定前のマイカー共済ロードサービスの内容



自走不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送

契約車両(被共済自動車)が故障またはトラブルにより自力走行不能*1となり、現場での応急修理(30分程度の修理)を行ったとしても自力走行が困難な場合に、レッカー手配をし、**けん引距離30kmまで、レッカー費用を無料サービス**します。



現地にて実施可能な30分以内*1の路上クイックサービス

バッテリーあがりのジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)作業*2、カギの開錠(国産・外車のシリンダーインロック開錠)作業*3、バンクやタイヤの脱輪等によるスペアタイヤ交換作業*4、側溝や道路外への脱輪・落輪引き上げ作業等で、**現場での30分以内の作業費用が無料サービス**となります。



燃料切れ時ガソリン等お届けサービス

燃料切れ時のガソリンを**10Lまで無料でお届け**します(燃料には軽油を含みます)。

注意点

- *1 自力走行不能とは、故障またはトラブルにより動かない、もしくは道路交通法上、運転してはいけない状態をいいます。ただし、雪道やぬかるみ等で単にタイヤがスリップして動けない状態の場合は、故障でないため対象とはなりません。
 - *2 クレーン等を伴う特殊作業、30分を超える難作業は利用者負担(有料)となります。
 - *3 バッテリー充電は利用者負担(有料)となります。
 - *4 特殊シリンダー、セキュリティ付きの開錠や紛失等によるカギの作成作業は全額利用者負担(有料)となります。
 - *5 バック修理、チェーンの脱着は無料サービスの対象外です。
- このサービスは1契約期間中1回を限度とします。

※上記以外の場合、費用が**利用者負担(有料)**となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※地域・時間帯・悪天候・災害、事故の多発などでロードサービス会社の人手が不足する場合は、即時対応できないことがあります。
※サービスのご利用には、一部制限があります。詳細は「ご契約のしおり」記載の「マイカー共済ロードサービス実施規程」をご参照ください。

24時間コールサービス(番号案内)

ドライブ中のアクシデント等の際に、ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスが受けられます(マイカー共済にご契約の方はどなたでもご利用いただけます)。

車検・修理・点検は全国ネットの全労済指定整備工場!!

事故時の修理はもちろん、各種点検整備や車検など安心のサービスを割引価格でご提供できる指定整備工場が、安全運転のサポートをさせていただきます。全国約1,400カ所の全国ネットワークだから、旅先でも安心です。

ご契約の条件

安心パッケージプラン

補償内容

事故対応・ロードサービス